

第 2 回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会会議録

| | | | |
|-------|---------------------------|-------|-------------|
| 召集年月日 | 平成15年10月24日(金曜日) 午後1時30分～ | | |
| 召集の場所 | 築館町ふるさとセンター 2階 農事研修室 | | |
| 出席者 | | 氏 名 | 職 名 |
| | 1番 | 石川正運 | 議会議員(築館町) |
| | 2番 | 高橋義雄 | " (若柳町) |
| | 3番 | 千葉伍郎 | " (栗駒町) |
| | 4番 | 佐藤幸生 | " (高清水町) |
| | 6番 | 佐々木幸男 | " (瀬峰町) |
| | 7番 | 菅原登 | " (鶯沢町) |
| | 8番 | 高橋光治 | " (金成町) |
| | 9番 | 遠藤實 | " (志波姫町) |
| | 10番 | 茂泉文男 | " (花山村) |
| | 11番 | 長谷川厚子 | 学識経験委員(築館町) |
| | 12番 | 三浦徹也 | " (若柳町) |
| | 13番 | 佐藤多恵子 | " (栗駒町) |
| | 14番 | 海老田慶子 | " (高清水町) |
| | 15番 | 白鳥文雄 | " (一迫町) |
| | 16番 | 津藤國男 | " (瀬峰町) |
| | 17番 | 須藤茂 | " (鶯沢町) |
| | 18番 | 後藤和廣 | " (金成町) |
| | 19番 | 白鳥一彦 | " (志波姫町) |
| | 20番 | 中條彦登 | " (花山村) |
| 欠席者 | 5番 | 佐藤重美 | 議会議員(一迫町) |

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 案 件
 - 1) 議会議員の定数及び任期等の検討
 - 2) その他
- 4 閉会の挨拶
- 5 閉 会

第2回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会

1 開 会 午後1時30分

阿部事務局次長 それでは、皆さんどうも大変お忙しいところありがとうございます。

ただ今から第2回の議会議員の定数及び任期等検討小委員会を開会したいと思います。

本日の小委員会の出席者は19名、一迫の佐藤委員さんから欠席する旨の連絡が入っています。

19名で定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

2 挨拶

阿部事務局次長 それでは、開会に当たりまして、高橋委員長さんの方からご挨拶をお願いしたいと思います。

高橋義雄委員長 どうも大変ご苦労さまでございます。

先日、10月の5日でしたか、第1回目の議会議員の定数及び任期等検討小委員会が開催されました、不肖私が委員長という大役を仰せつかった訳ではありますが、その後、本日の第2回目の会議であります。この関係につきましては、小委員長就任の際にもお話を申し上げましたが、非常にその議会制民主主義と言いますか間接民主主義においては、重大な問題であることは今さら申し上げるまでもございませんが、これらを小委員会でもっているいろと検討を加えて、そして合併協議会の方に報告しなければならないと、そういった様な重大な責務がございます。

それで、今第1回目の開催の際に、いろいろと皆様方とご協議を申し上げました上に、この定数及び任期等についての考え方等について、第2回目で皆さん方からご意見をお伺いしますと、こういった様なことも取り決めにさせていただきました。そして、また、日程等についても、予定等につきましても、4回、おおむね4回、少なければもう一回ぐらいの追加、5回ぐらいということでの話もおの第1回目の話し合いの中でさせていただきました。

という様な訳でございますので、今日は第2回目でございますので、1回目に皆さん方とお話し申し上げました内容で今日の会議を進めてまいりたいと、この様に思いますので、どうぞひとつご忌憚のないご意見を各委員の皆さんからお伺いをいたしますし、どうぞ思い切りのよいご発言をお願いしたいと。そして、予定どおりの開催回数で協議会に報告をしてまいりたいと、委員長としてはその様に考えておりますので、どうぞご協力を賜りたいと思います。

大変お忙しい中のご参集でございます。ですが、私も前回お話し申し上げました様に、十分時間はとりますと言いましたので、どうぞ時間を気になさらないで十分ご意見を、お話をいただいて結構かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で挨拶を終わらせていただきます。どうもご苦労さまでございます。

阿部事務局次長 どうもありがとうございました。

3 案 件

阿部事務局次長　それでは、早速案件の方に入ってまいります、入ります前に一つだけまたお願いがございます。本日の小委員会は、議事録として、記録として残す関係上、市町村名及びお名前を発言されてからご発言をいただきます様お願いしたいと思います。

それでは、高橋委員長さんの方に会議の方の進行をお願いしたいと思います。

1) 議会議員の定数及び任期等の検討

高橋義雄委員長　それでは、会議の進行役を務めさせていただきます。

早速であります、案件に入ります。

議会議員の定数及び任期等の検討についてということでございますが、今お話し申し上げました様に、今日は各委員の皆さんからご意見を伺うと。お一人お一人からお伺いすることをお約束をいたしておりましたので伺ってまいる訳であります、来る道すがら考えたのでありますが、お話をいただく順番等についてはどの様にいたしましょうかということで、皆さん方にひとつお諮りをしたいと思います。 (「委員長一任」の声あり)

一任というお話がありますが、一任で結構ですか。(「はい」の声あり)

それでは、小委員長一任ということでありますから、お任せをいただきたいと思えます。(「委員長、ちょっとその前にお聞きしたいことがあるんですが」の声あり) どうぞ。

菅原　登委員　鷲沢の菅原です。

資料にあります議会議員の選挙区について、この間ちょっと説明があったんですが、もう少し詳しく選挙区の関係、ブロック制とか地区割とかいろいろ考えられると思うのですが、それについてもう少し法的に定められているという、この間の話し合いでは多分できないだろうという話があったんですが、もう少しその辺を詳しくお聞かせを願いたいと思うんですが。

高橋義雄委員長　選挙区の設定については、設置については公職選挙法で区割りができることが、選挙区を設けることができるとなっておりますが、先日もこのことについては事務局から説明をいたさせた訳でありますけれども、改めましてご要請がありますので、それでは説明をいたさせますので、お聞き取りをお願いしたいと思います。

濁沼事務局次長　それでは、選挙区の設置のことについて説明をさせていただきます。

まず、公職選挙法の定めによりますと、選挙の方法として選挙区制度の選択ができるということになっております。ただ、これは選挙区制を設ける場合に、その選挙区内の定数については人口に比例して定数を定めるということになっております。ただ、合併特例法の関係につきまして合併に伴って選挙区を設置する訳です。1回目の選挙については、人口に比例するという部分が特例的にそうではなくてもいいよということになっております。でありますから、合併に伴って第1回目の選挙区については、例えば人口格差があっても、これは特例法の中ではいいという定めがありますが、ただこの定め

は、制度としてありましても、最終的に1人当たりの人口格差の問題で、住民訴訟なり裁判になった場合はまた別であります。一応制度的には、第1回目の選挙については人口に比例してと、しなくてもいいことになってはいますが、ただ、今言いました様に、裁判等になった場合は、1票の格差の問題はどこまでも問題として残っていくという部分があります。これは、県の選挙管理委員会の方にも市町村課を通じて確認をしております。

皆さんにこの前の資料関係でお渡しをしました、第1回の資料の7ページをお開きいただきたいと思えます。

7ページの「議会議員の身分に関する取扱いに係る選択肢」という部分であります。この選択肢の一番下の方であります。左欄から二つ目、特例、公職選挙法第15条の9項、人口に比例しないで選挙区ごとの議員の定数を定めることができる。これが合併に伴う特例の関係であります。ただし、この特例は、最初に行われる一般選挙に限って適用されます。この特例により行われた一般選挙の次の一般選挙からは原則に戻るというものです。原則については、人口に比例するという部分が原則であります。それで、最初の1回目の選挙については人口に比例しなくてもいいという部分です。ただ、これはくどい様ですが、先ほど言いました様に、1票の格差の問題は最後まで残ってまいります。それから、一番懸念されるのは、例えば選挙区を決めて第1回目の選挙区を決めた時という場合、当然その2回目の場合については、例えば人口格差0.7とか、それから1.4とかいろいろあると思えますが、それを実施しても基本的には第2回目の選挙については選挙区の線引きを変えていかないと、この問題は解消できないという様なことです。これからずっと選挙区制度を選択していくという場合には、選挙の度に選挙区の区割りを変えていかなければ、その格差の問題は是正できないという部分にありますから、初めの選挙、各市町村ごとに例えば設定をしたとしましても、2回目からの選挙については選挙区の線引きが新たに見直しをせざるを得ない状態が発生をすると。なおかつ、1票の格差の問題は生じてきますという部分が選挙区を選択に当たって非常に難しい部分というふうに思えます。

高橋義雄委員長　ご理解をいただけましたか。(「まず、いいです」の声あり)

それでは、本題にと言いますか、案件に入ります。

議会議員の定数及び任期等について、各委員の皆さんからご意見を伺う訳ですが、順番につきましては小委員長一任ということでございましたので、お任せをいただきたいと思えます。それで、今、副委員長さんにご相談を申し上げました結果、左回りでこの様にしたいと思えますので、どうぞこちらの花山さんの方から回っていただきたいと、この様に思えます。

茂泉文男委員　委員長から向かっての左だったら別であります。

高橋義雄委員長　こちらからこうします。(「右回りだ」の声あり)左回りでいいんです。

茂泉文男委員　委員長の手から見て左だから。

高橋義雄委員長　そちらから向かって左回り。お一人ずつお話をいただくということですから、次々とお話をいただいて。

中條彦登委員　座っていていいんですか。

高橋義雄委員長 はい結構です。

中條彦登委員 花山の中條でございます。

この選挙定数から見ますと、花山は今事務局の方から読み上げられましたとおり、人口割となりま
すと到底見込みはないんですけれども、花山の住民の場合は、声を聞きますと、花山というのは
95%、皆さんご承知のとおり、村そういう状況でもあるので、広範囲な面積の関係上、10ヶ町村
の方々の花山村まで振興する市民生活、いろいろな財政問題とか皆分からないから、特例法を利用し
てもらいたいと。2回目の選挙からは、特例法を除いた方向にするとも、複雑だと、そういう会話が
住民の方たちにあります。以上です。

高橋義雄委員長 ここで一つ確認させていただきますけれども、特例とおっしゃいましたが、この
在任の特例なのか定数の特例なのか。（「定数の」の声あり）定数の方ですね。（「はい」の声あり）
定数の特例を求めるといことですね。

それでは茂泉さん。

茂泉文男委員 花山の茂泉です。

今、中條さんがおっしゃいました様なことでございますが、実は本村の場合は人口割とされると0.
6人しかとれないんです。単純に計算した場合。となると、永久的にももちろん花山村からは議員は出
ないだろうという住民の不安は非常に大きいということです。でも、例えば今説明があった1回分
だけは、そういった様なことで旧町村単位で選挙区を設けて、人数が何人が当てられるものならそれ
はそれでもいいだろうと。住民の不安を解消するためには、やはり最低でも4年間は議員1人か2人
は欲しいと、そういった要望が非常に大きいです。

ただ、1票の格差になると、非常に私どもにとっては脅しともとれる様な言葉なんです。あの表現
は。だから、訴訟を住民が起こされた場合、その費用は誰が持つのかという問題、その点もかんがみ
ますと私自身は迷っています。というのは、1票の格差の訴訟が起きた場合に、その受けて立つ新市
は、経費は新市が持つのか、旧町村単位で持つ訳ではないだろうと思うのですが、その点の問題点が
残るのではないかと私は思っています。いずれにしましても、私どもは1回目の選挙だけは旧町村単
位で選挙区を設けて、何人かの人数を確保して欲しいと思います。事例としまして、広島県の三次市
ですか、三次（さんじ）と書いて、それなどはそういった様な方法をとっているという様にもござい
ます。この場合、住民訴訟が1票の格差より重たいかどうかは分かりませんが、そういう方法でやっ
て欲しいという様な要望でございます。

高橋義雄委員長 次、遠藤さん。

遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

委員としての考え方は持っておりますけれども、志波姫町では合併調査特別委員会を構成してお
て、その委員の考え方については、この31日に私が集約するという約束をしておりますので、委員
長としてそういう約束をした経緯上、今日意思表示は控えさせて欲しいと。

ただ、私、今まで個人的に町民の方々にいろいろ話をしてみました。在任特例、あるいは本則、定
数特例と。やはり最初は、私自身も合併した以上は本則だということをやっておりましたけれども、

町民の中でだんだんにエスカレートして、「いや、ちょっとあじゃらでないの」と言う人もいるし、町民の中には。最初は、合併すれば本則と。何もなく。今も新聞が報道されているように、とにかく本則適用は駄目な様な報道体制なものだから、あおり立てる面もあるんでしょうけれども、それは別として、合併というのは一つの財政的な面が大きくなるから、議員たちがどういう説明しようと、あんなたちの任期、任命にすぎないという意見だったんだけど、やはりこの頃は「いやちょっと待て」と。いろいろやると議員というのは住民の声を代表するものだから、ある程度確保しておかなければ、将来に合併してから何か不安だと、そういう人が何人もいる訳っしゃ。ただ、そういう町民の人たちが出てくればまた話は別でしょうけれども、議員という肩書でそういう様な方向に町民に納得させるということはまず至難だと。町を考えてやっていますから、「こうですよ」「ああですよ」と言うけれども、それは何も単なる議員の延命工作ではないのという、そういうことをきちんと話してやるためには相当難しいのかなと。

それで、志波姫の特別委員会としては、この10月31日までそれぞれ住民の方々の意見を聞き、あるいは自分の考えを説明して、最終的には決をとる訳にいきませんから、最終的な調整として私はこの委員会にそのことを大多数の最大公約数の意見を持って、私は委員長として、議会を代表した委員としてその意見を出しますよと約束しておるものですから、ひとつ今日のところはご勘弁願います。次の小委員会で話します。よろしくお願いします。

高橋義雄委員長　それでは、金成町の後藤さん。

後藤和廣委員　私も委員になりまして、つらつら随分皆様のご意見をお聞き申し上げました。結論から申しますと、合併時、いわゆる30人スタート、諸議員さんのいる前で大変申し訳ないんですが、何のための行財政改革か、何のために金を使うのか、やはり議員さん大勢います、法定協議会の中にも25人いらっしゃる訳でございますけれども、国の財政が厳しい時に、地方交付税もだんだん年を追いまして少なくなっていく。それなのに、合併時点で152人の特例法で議員さんを優遇するというのは、私はちょっとおかしいんじゃないかと思います。何億円、何十億円も経費を年間議員さんにお支払いするのも結構かもしれないけれども、それはちょっといささか本意ではありません。あくまでも先生方も議員さんが住民のための代表でございますけれども、やはり主役というのは栗原郡内に住んでいる住民だと私は認識しております。それゆえに議員さん方が自分の身の保全とか保身を図る様な、特例法で持ちまして152人、あるいは60人体制で定数特例でやるというのは摩訶不思議としか言うことができません。よって、新市には新しい議員さん30人体制で議会を構成して、新しい市長さん、新しい議員さんで、仮称栗原市になるかどうか分かりませんが、それでスタートしていただきたいというふうに私は考えております。以上です。

高橋義雄委員長　分かりました。高橋さん。

高橋光治委員　金成の高橋であります。

私の金成の町としては、これら合併の問題その他については、議会としても特別委員会は作ってございます。私もその委員長ということをさせられているものですから、それは十分皆さんからいただいた意見を持ち帰って検討したり、金成町の意見を出してくるという立場で特別委員会をやっている

つもりです。

それで、会長から「次回は意見を求めます」という宿題をいただきましたので、私といたしましては、第7回になります金成町の合併調査特別委員会も開いてまいりました。この時点において、議員の定数の問題、それから新市の位置の問題、小委員会に付託されています二つの問題を議員として10月15日に検討してまいりました。ただし、これ100%の検討でございません。今、考えている議員の皆さんの意見もいただきたいということでいただきました。それで、これを申す前に、私は付託をいただきまして、皆さんからの協議委員ということで出されましたものですから、私本人の基本本則を話させていただきます。

私は、特別委員会でも委員長の態度を示せということで意見を求められましたので、本当は先に出すべきではないと思いましたが、私はこの様にお話をしました。「本則の30名の基本定数で臨むべきだというふうには思います。ただし、これまでの合併協議会や小委員会などの動向、考えを聞きますと、それらは今後の問題として継続します。そこで、選挙区も含めた定数の特例も検討に値するものと思います」と、こういうふうには私は答えました。それで、本町の議員皆さんから意見を聞いた訳ではございませんが、本町では本則の30名でいくという人と、それから定数の特例を適用すべきだという人が、聞き取りを18名の議員の中から9名を試してみたら、5対4ということで分かれました。現在は半数・半数というのが状況です。全員から求めればよかったんですが、若柳町の様に新聞にすっぱ抜かれますとそこで終わりでありますので、そこでとどめて、現在は協議を継続中ということにしてございます。そういうことでありますから、私は「他町村の意見もどうなっているか委員長聞いてこい」ということが皆さんからの宿題でございましたので、つぶさに9名の意見を聞いたところで審議を打ち切りまして、現在は、今度は皆さんの意見も聞きながら、こういう情勢でございましたということを持ち帰って、もう一回特別委員会の方ではお聞きをします。そして、それらを町民の中に返していくということで考えてございます。

ただ、定数特例の場合、ただ定数特例ということではなしに、これは私個人の私案なんですが、言うところがなくては困りますのでお話をさせていただきますが、私はただ定数を30の定数の倍の60という考え方はないんです。そういう、皆さんはどう考えているか分かりませんが、その中からということではなしに、私なりにこう考えてみますと、どこかには定数特例を使うための根拠が必要だろうと私は思っています。その根拠を、これからも表明するでありましょう皆さんが、もし定数特例がありましたら、根拠というのはどこに求めたらいいのかということも出して、定数特例、それから在任特例の意見も申し述べたらいいんでないかなと私はそう思っています。

私は一つに、やはりこれは人口比もあるんですが、花山さんもそう言ったと思うんですが、一つには、考え方としてです、これは人口で割ると大体12人とあそこもあるんで、8万5,000の花山さんの1,600、それからただ今の有権者数でいきますと6万9,000の1,350、1,400で、大体50から49ぐらいが出てくる訳です。そういう一つの捉え方、1票の格差ということをして全選挙区にしますと1に対してそういうことが出てきますから、そういう一つの秤を持って定数特例というのも議論すべきだなというのが私の考えです。

そのほかに、152人の在任特例を適用した場合の4分の1議会、3分の1議会、定数30というのは多分5分の1議会だと思うんです。定数ですね、152から見ますと。そうすると、4分の1になった議員の定数ですとどれぐらいか、3分の1になった定数ですとどれぐらいかというのも私は考えに値するのではないかと。一つには39定数、48定数というのが出てくるのかなと。これを全部表明しろという、皆さん意見がありませんからあまり、それは次の機会に移らせていただきますが、定数特例を適用するのにも一つの根拠が私は必要だと。後ほどそういうものは機会がありましたら根拠を示していきたいと、こういうふうに考えています。以上です。

高橋義雄委員長 次、須藤さん。

須藤 茂委員 基本的な私の意見としては、まず一つは本則というのを考えます。したがって、それで、私のところの人口でいえば3,000何がし、有権者にしたって1,600、花山さんから最初に述べられましたけれども、議会事務局から、いろいろな形で皆さんからの意見とかそういった形をどういう形で反映させるかという時に、それでは本則だけではなかなか皆さんからの理解が得られないのではないかと、そういう意味もあるかと思ってお話を聞いてまいりました。したがって、定数特例、これもやっぱり現時点では検討の対象としてこの委員会の中でそれを検討したらいいのではないかと。簡単に申し上げますとそういう考えです。

高橋義雄委員長 菅原さん。

菅原 登委員 合併等の町民への説明会等では、そういう意味での大きな問題、課題点としては、交付金等の絡みで財政が非常に厳しくなるがゆえに、広域行政につながるよい合併を目指さざるを得ないという話を一生懸命やってきたつもりなんです、そういった関係上、在任特例は財政上の問題等から見てみますと、どうしても町、あるいは郡民の方々から非難等が来るとおられますので、いろいろ今後検討しなければならぬと思いますが、法定、あるいは定数特例のそちらの二つに向けて、今後私たち特別委員会としても検討していきたいと、そういう話を特別委員会ではしております。

この定数特例の問題に絡みまして、まず私が一生懸命考えた時には、地域審議会の問題が非常に大きく出てきました。地域審議会の機能や役割がきちんと定めその仕組みづくりを作られますと、対等合併等々の関係で郡民、町民の声を、あるいは市政ですか、新しくなった市政に反映できる様にする必要があらわれると思いますので、できるのであれば、さっき言いました制度の関係も若干考慮しながら、各町村から、できるのであれば町民の声を反映する意味からも何とか各町村、少なくとも何名でもこれは必要上考えられますけれども、得られる様な方法も一考ではなからうかという話し合いをしてまいりました。しかし、今、金成さんが話したとおり、昨日も特別委員会をやったんですが、今日皆さんのご意見を賜りまして、再度我が町の特別委員会で検討するという事で、私も委員長仰せつかっておりますので、そういう話をしてまとめてまいります。以上です。

高橋義雄委員長 次に、瀬峰の津藤さん。

津藤國男委員 瀬峰町の津藤といいます。

まず、合併そのものを考えてみた時に、やはり国も県も地方も財政的に大変危機的な状況に陥るだろうと、そういうふうな形が大分心配をされる訳です。町民の方々も、財政的なものをクリアすれば

合併しなくてもいいんでないかという様な声が大変ある訳です。一番心配されるのは、この財政的なものなんです。それで、国は700兆円も国債発行残高を控えている。当然それに対して地方が押し付けられてくる財政の額、交付税の額ですね、これは単にどの町村にも及ぶ訳なんですよね。そのために何とか合併しなさいよという様な国の押し付けという様な形になるんですが、でも押し付けばかりではなくて、やはり地方が生き残らなければならないというのが、まず本質なんです。そのためには合併という様なことになるんですが、それで、今この選択肢の中に三つありますよね。在任特例、それから定数、それから原則と。その中央の合併に、3町の合併と違ってこの栗原地区の10ヶ町村を見た場合に、当てはめた場合に、一番三つの中で選択するのはどれかという様なことを一つずつ当てはめてみますと、在任特例というのはまずあり得ないだろうと。物理的にあり得ないだろうというふうに私は思っております。150人の議会を開催するという事になると、これはもう大変な議会になるのではないかという様なことで、誰が見ても目に見えている訳です。この在任特例は私自身も当然こういう姿では町民、いや郡民の方々のコンセンサスは得られないだろうというふうに思っております。

それでは、本則選挙一発でいくか、それから定数特例どっちかということになりますけれども、私も先ほど二、三の方が申し上げた様に、最初から原則でいくというのも一つの無理があるのかなというふうに思っています。と言いますのは、特例を使わないで原則でいくとなると、それから1票の格差というものが出てきましたけれども、これを心配されるのは大変ある訳です。これをクリアするためには、詳しく定数60人以下、その根拠は分かりませんが、根拠これからいろいろ研究しなければならないと思うのですけれども、その辺のところも考えなければいけないんでないかなというふうに思っているところでございます。今の三つの中から一つを選ぶとなりますと、まだこの委員会も二、三回あるということなんです、四、五回ぐらいということなんです、それまでに結論を出したいと思っておりますけれども、今のところは委員の在任特例はないというのが私の今の考えです。以上です。

高橋義雄委員長　　佐々木さん。

佐々木幸男委員　　私も瀬峰町議会の合併に関する特別委員会の委員長として、この町村合併の委員会を6回ほど開催している訳であります。そういった中で、議員の定数及び任期の取扱いについては何回となく議論をした経過があって、原則からいえば本則になるんだろうというふうに思いますけれども、ただ、これまで各町村、ほかの町村まで語る必要はないんですが、瀬峰の場合、この合併に関しては、町長より議会の方が要望を先に走って、町村合併が必要だというふうなことで来た訳であります。そういった中で、町と、あるいは議会としてこれまで町の執行計画等々について行っている訳であります、当然その合併することによって町長は失職する訳ですよね、これは。必ずこれは10人もの市長が要らない訳ですから失職する。そういった中で、本当に町で、その地域で確定した振興計画が合併にスムーズに移行、進行できるものか、それを確認するのはやはりその決議をした議員さん方が、ある程度の期間を見届ける必要があるのではないかというふうな考えの中で、私の方では在任特例をお願いしたいと。ただ、その期間については最高2年という様なことでありますが、それにこだわらず、それから先ほど来から財源の話が出ている訳でありますけれども、財政的なことが

出ている訳でありますけれども、その辺はこれからの話し合いの中で、何も最高に合わせる必要もないし、考え方があるならばというふうに思っております。

それから、うちの津藤委員さんの方から、今、物理的にも不可能でないかというふうな話が出たんですけれども、昨日、おとといですか、うちの方で特別委員会を開いた訳でありますけれども、秋田県の本荘市と由利郡ですね、やはり小委員会の中でこうやって、あそこは123人の在任特例を行っていく。それで、定数どおりにしても議場そのものも新しく建てるって、60人の席数設ける様に建てる訳にはいかないということでもあります。30でよくなる訳でありますから、60人だろうとも150人であろうともということは、これはないのかなというふうに思いますし、私の方でも本荘の方にこれから政務調査費を使って視察研修をしたいと、この様に思っておりますので、私どもの方ではそういうふうなことで確認をしておりますので、ご報告いたします。

高橋義雄委員長　それでは、一迫の白鳥さん。お願いします。

白鳥文雄委員　一迫の白鳥です。

結論から言いますと、本則選挙のスタートが望ましいと思っております。先ほど何人かの方も話されましたが、今回の合併は上からの押し付け合併には違いないんですけれども、この合併の背景の一番大きいのは、やはり財政事情ではないかなと私は思います。こういった状況の中で、また将来的にも財政が好転するという見込みがない中での合併になる訳ですから、在任特例、あるいは極力特例定数も避けて本則30人でスタートして欲しいというのが私の意見です。

それで、将来的には、そう遠くない将来的には多分道州制も具体化してきて、いずれこういった地方の議会のあり様ももっともっと検討を加えられる、加えなければならない時期が来ると思いますし、これから20年後、30年後のイメージを考えてみた時に、かつてあった様な小さな今の行政区単位みたいなコミュニティーを基盤とした、もう報酬抜きの住民の意向の吸い上げ、確認、それから徹底、その後始末といったところまで、住民自らが自分たちの地域を維持管理すると言いますが、そういう自治のあり方に変わらざるを得ないと思うのです。そういったことを、私の展望の中ではそういったことを考え合わせますと、なおさら30人でも多過ぎるのかなというふうな感じはします。また後で付け足しますけれども、とりあえず本則でお願いしたいということです。

高橋義雄委員長　なお、皆さん方からご意見をいただきましたら、またフリーな形でお話を伺いますので、そのことも踏まえて、先ほど申し上げればよかったんですけれども。

それでは、次に高清水の海老田さん。

海老田慶子委員　高清水の海老田です。

議員定数は特例を使わずに30人までにするというところで考えてきたんですけれども、合併の第一の効果が行政改革、行政のスリム化である以上、議員もそれに従うべきだと思います。

ただし、新市において決められる条例なども多々ありますので、選挙の結果、議員を1人も出せない町村も出てくる可能性も考えられます。その場合、その旧町村が抱える不安は想像を絶するものと考えられますので、施行令第9条地方公共団体の議会の議員の選挙区、第15条6、8を用い、各町村2名の議員を出せる様にしたいと思っております。残りの議員数は人口に比例されて割り当てれば、

幾らかでも1票の格差を埋めることができるのかなとも思います。この様にして町村民の不安を少しでも取り除くことができれば、私は議員定数は30人以内でも十分であると。

それで、議員さんの中には、とても責任感にあふれる方々ですので、合併してもその行く末を見届けるまでは、どうしても議員をやめられないという方もいらっしゃるかと思いますけれども、そういう方たちは議員にならなくても、今まで議員として培って習得したノウハウを一市民として新市、また地域における地域づくりなどに役立てていただければよいかと思います。ただ、先ほども何か事務局の方から出てましたけれども、1票の格差云々で問題が多いということになれば、最低2名のということができなくなるというのであれば、本則だけではなくて、やはり60人以下の定数特例も考えなければいけないのかなとも思うのですが、できれば本則で2名以上というのを何とかやっていただきたいなと私は思います。今のところ。

高橋義雄委員長　佐藤さん。

佐藤幸生委員　高清水の佐藤ですが、ただ今模範的な住民の代表のご意見があった訳でございますが、その意に十二分にそぐうことができない様な本合併特別委員会7回開催されたんですが、このうち定数と任期に関する協議については2回実施したところなんです。それで、先般、昨日行われた訳ですが、その中でまだ決めるのに、まとめて議決をすとか、あるいは採決すとかという様なことではなかったんですが、意見を集約してみますと、まずこの合併については、もう大賛成という形の合併ではなかったはずだと。それで、アンケート調査結果を見ても、時代の中でやむを得ないという方も含めて70%の合併ということであるから、その70%やむを得ず合併という様なことも考慮するか、一概に市制移行後、本則選挙を実施するという部分については、特にその小規模自治体に値する高清水としては、やはり議員を選出をすることができなくなる様な形の本則選挙では、小さな町の住民の意思が市政に反映をされなくなる不安があるんじゃないかと。それで、何としても地方の寂れを防ぐという様な合併の将来構想の具現化に、この選挙制度を慎重に検討してもらいたい。それで、例えば定数特例を使うにしても本則選挙を行うにしても、1期、許される範囲での、自治法で認められた1期の区割制を導入していただきたいという声でございます。

それから、もう一点は、在任特例を使うべきだという声も出てきたんです。それで、この在任特例でございますが、いろいろ重点プロジェクト等を合併をする中で今盛り込まさせている部分があるんですが、その重点プロジェクトの具現化、それから住民の望む市計画、福祉計画をやはりある一定期間いろいろ議論してきた議員として、あるいは合併に積極的にかかわってきた議員として、やはりある一定期間、在任特例を適用させていただいて、市政を管掌して住民の納得のいく市政に結び付ける責任もあるのではないかといい様なことでもございました。それで、総体的に定数特例と区割、それから在任特例、その点、一人一人まだ聞いておりませんが、ムードとして大体今のところは半分半分くらい。さっき金成の議員さんでしたか、花山さんでしたか。（「いや金成さんでないかい」の声あり）金成町さんでしたか。5・4くらいという様な話なんです。（「本則と定数で」の声あり）本則と定数でね。定数と在任で5・4くらい。（「定数特例と在任特例の両方の特例ですね」の声あり）そうですね。（「特例ではないです」の声あり）ですから、本則選挙をすべきだというのは、はっきりとまだ

語られた方はいないんです。

高橋義雄委員長　それでは、栗駒の佐藤さん。

佐藤多恵子委員　栗駒町の佐藤多恵子と申します。

私としては、本則選挙30人スタートでお願いしたいと思います。根拠といたしましては、やはり財政難から始まった合併だということと、あと私、10月1日に篠山市の方に視察に行っていました。そこでいろいろお話を伺って、篠山市では在任特例を使って1年2ヶ月も議員さんたちがそのままいたんだそうですが、特例を使って在任した時に60人という人数で、各地区の議員さんたちがそのまま上ってきたために、それぞれに自分の地区の方に有利になる様にとということで綱引きになって、それぞれの地区に「おら方に」「おら方に」「おら方に」ということで綱引きになって、議会がまとまらなかったというお話を伺いました。ですから、その市によって事情が違うと思うのですが、そういうことで私は30人定数でスタートという根拠ですね。

あと、栗原郡の場合は10ヶ町村も含まれていることで、数が数ですので、人数的には8万人程度の市になるんですが、面積がすごいものだというので、1選挙区にした場合、立候補なさる議員の方もそうですが、私たち市民も全然外れの方の地区の人だと顔も、それぞれ勉強しなければ訳の分からない人に要するに市政をお願いする様な形になりますよね。そういうところのフォローというのはやはり考えなければいけないということで、例えば仙台市ならば太白区とか青葉区とかそういうふうに区制、それは100万都市、政令指定都市だからそういうふうになるんですが、栗原郡は面積が多いということで、例えば近隣町村、三、四ヶ町村ぐらいに小分けにすれば、近所の人たちの議員さんの顔とかになれば、全体的で見るとは見やすいと。だから、こう選択もしやすい、例えば立候補なさる議員さん方も、選挙運動も広範囲にするよりは、その地区でやった方が選挙運動もしやすいのではないかとということで、ブロックとかそういう、A区、B区、C区みたいな、何かそういうフォローをしないと、30人定数といってもなかなかうまくいかないのではないかと思います。面積が多いので。そういうことで、選挙区というものを考えていただいて、30人定数でお願いいたしますということです。

高橋義雄委員長　千葉さん。

千葉伍郎委員　説明するのに、ちょっと私、資料をもっと見ていただいておりますから、

高橋義雄委員長　何か資料をお持ちの方は、この際……、それから三浦委員からも資料が出ています。終わったらご配付願います。

他に資料をお持ちの方はありますか。

皆さん渡りましたか。(「はい」の声あり)それでは、何枚も綴られているのは千葉さんからの資料です。それから、1枚物は三浦委員からのものです。それではどうぞ。

千葉伍郎委員　それでは、私の方の考え方を述べさせていただきます。

これは、10月17日に第14回の議会の特別委員会を開催して、小委員会から提起をされております定数及び任期の問題のあり方について議論をする際に、たたき台ということで出したのがこの資料であります。

まず、最初の 1 は、先に資料の説明をさせていただきますが、1 は平成 15 年 9 月 1 日現在の住民人口数、その次に選挙人名簿の登録者数、それから花山村を 1 にした場合の議員定数のいわゆる議員定数の特例を適用した場合の扱い、花山村を 1 にした場合こういう数字になってまいりまして、少数点第 2 位まで四捨五入をしますとこういう数字になって、花山を 1 とした場合に 50 の定数が必要になってくるという話もしました。

三つ目には、今うちの方の佐藤さんからも話をされましたが、800 平方キロという広い選挙区内における議員の選挙の問題を含めると、県会議員と同じ仕組みでありますので、800 平方というのは宮城県の 11.2% に及ぶ面積であります。仙台市は 4 行政区に分かれておりますが、少なくとも選挙区を作って行動範囲、今の状況でありますと県会議員の選挙をやってみまして、9 日間で 2 回半回るのが目いっぱいです。ですから、市議会議員ですから 7 日ですから、まず 2 回回るのが目いっぱいだと。こういう選挙区の議員の選出の仕方についてはいかがかなという議論も問題提起をしていたところであります。

2 枚目は、2 と 3 は選挙の区分です。ブロックに分けた時の組み合わせです。たまたま 2 の方は、栗駒、鶯沢、花山のブロックに、これでまいりますと有権者票で割りますと築館ブロックにしますと 12 人の定員、30 のうち 12 人、若柳ブロックは 11 名、栗駒ブロックは有権者から申し上げますと 7 名の原則 30 でいくということだそうです。

それから、四つ目は、これ栗駒ブロックに一迫を入れますと、議員数の数が築館ブロックが 9、若柳ブロックが 11、栗駒ブロックが 10 ということで、これも 30 です。ただ、ちょっと 2 番目も 3 番目の数字も最初の数字を見ていただきたいのですが、町村ごとの受益面積をトータルしますと、2 の場合は 24 平方キロ、若柳ブロックの場合は 161 平方キロ、栗駒ブロックは 440 平方キロという選挙区に仮になる。それから、三つ目も、一迫町の場合ございますと、実に栗原郡全体の受益面積の半分以上、栗駒ブロックが 528 となると思うので、これはもう逆に広くなるという様な数字が具体的に出てまいりますので、この辺なんかの議論を問題提起をいたしまして、私の方の議会の意見調整をこういう形で行いました。

「議員定数のあり方について」ということで、原則定数、それから定数特例、在任特例、それから選挙区のあり方については、栗原郡を 1 選挙区とする考え方と、ブロック選挙、今提起をしました組み合わせは別にいたしましてブロック選挙、それから小選挙区制、旧町村単位の 10ヶ町村の選挙区、こういうふうに三つに分けて、それぞれの議員の意見を求めました。原則定数は、議会全体の 55% であります。それから、議長、特別委員会の委員長、副委員長、それから今時点では態度を表明はできないということなどを含めまして意思表示がなかったところは 25%、定数特例でいくべきだというのが 20%、それから選挙区の関係につきましては、大きい選挙区の場合は約 60% 近い、それから意思表示ができなかったのが 25%、それから旧町村単位、10ヶ町村単位でいくべきだというのが 5%、ブロックというのは 10%、こういう中身であります。

したがって、この委員会に臨むに当たって、どういう態度表明してくるのかという問い方をされました。会議ですから、できれば今日の、ちょうど回りがよかったんですが、できれば栗駒町が一番最

後に話をさせてもらいたいという形が、ちょうど一番最後だったんですが、話しやすいんですが、ならば合併という歴史的な経過でありますので、いわゆる皆さんが心配をしている、特に小さい町村の皆さん方が心配をしている問題についても、配慮せざるを得ないのではないかとこのことを捉えて、ここで何対何ぼでしたという態度表明ではなくて、議会の流れとして報告に今回はとどめておくということに致しまして、意見聴取だけに終わりました。以上です。

高橋義雄委員長 定数特例の意思表示した方が何%ですか。(「55%」の声あり)定数特例。(「定数特例は20%です」の声あり)定数特例は20%、本則が55%、あと意思表示なしが25%。(「はい、そのとおりです」の声あり)あと区割りが60%。(「はい、そうです」の声あり)区割りを求めるというのは60%。

千葉伍郎委員 区割りというのは意味が余り分からないんです。協議中な訳です。小選挙区制、旧町村単位が5%。

高橋義雄委員長 旧町村単位が5%、ほとんどなしということだな。

千葉伍郎委員 そういう意思表示がありました。それから、ブロックのやつが10%。

高橋義雄委員長 ブロックが10%。ブロック制をとるとというのが10%で、町村単位が5%ということは、全体で15%は区割りを求めるということ。

千葉伍郎委員 そうということですね。あとは25%の方が今の段階では意思表示ができないと。(「全部足したら合わないんだよ」の声あり)

高橋義雄委員長 いいです。それでは、次に三浦さん。

三浦徹也委員 若柳の三浦です。

今、資料をお渡し申し上げましたのは、前に皆さんいただいたと思うのですが、町村ごとに集計をした意見集の参考資料がございました。あれの中には、高清水町と瀬峰町が載っていない訳なんです、その2町を除いて、あとの町と村の集計の中で、この議会議員について住民はどんな意見を持っているかということを一ページから拾って、そしてこの数字を出しました。町村ごとに年代別、男女別に集計したのがこの資料です。

それで、お分りのとおり、見れば分かりますが、大半は40代から70代までの意見が最も多かった訳で、20代、30代は約100名でございました。この中で、どういう意見が多かったかというのは、一つは住民等の立場からしてですが、財政の再建、経費節約を訴えた方がほとんどでございました。いわゆる特例債の借金だと。いずれその債務返済もどんな計画で進んでいくかという意見が、多分住民の方々は持っているのではないかと。

その次、議員に対する意見としては、議員の方々ももっと多く住民の声を聞くべきだ。対話が少ないという意見が多くありました。

三つ目には、議員さん方は代表する方々であるので、よく周囲の声を大事にして、これからの問題を考えていって欲しいという要望の意見が三つ目にあっただけです。

それで、今度、私は委員としての意見なんですが、話し合いの中心、これから話し合いが行われると思いますが、話し合いをする場合には住民の声というものを大切にして、そしてこの話し合いを

進めていくことが必要ではないかと、こんなふうに思います。

第2番目は、住民にも声があったんですが、この集計の中に含まれておりますが、新しい市としての出発であるから、三役も議員さん方も新しい感覚を持って、新しい市の方に出て行って欲しいと。いわゆる合併の成り行きといった様なものが、新しい感覚を持った議員さんだけで十分ではないかと、こういった様な考えも私は持っております。若柳町では、ご存じのとおり町議会では本則適用というのを決めておる様ですが、この決めた議会の方向に対しての町民の声というものは、大体その議員さんが決めた本則適用の方向が最も望ましいというご意見の町民の方々が多い様でございます。

やはりこの行政改革と財政問題の健全化、特に子々孫々に至るまでの負担をできるだけ軽減していくということも一つの行政改革の方向だろうと思っておりますので、この話し合いの中でいわゆる本則適用か、あるいは定数特例の適用か、その辺のところを十分に委員さん方の意見を本当に述べていただいて、仮に10ヶ町村という広い範囲の合併で全国的に珍しいことなので、十分に話し合って円満な方向を見出して、そして10ヶ町村が一丸となって合併を迎える様にしていっていいのではないかと、こんなふうに私は考えておる訳でございます。いろいろな意見、本則適用か定数特例適用かいろいろお話、意見も出ましたが、これからの話し合いの中でその方向性が何とか生み出せる様にしたいものだなと思っております。

ただ、先ほども若干意見がありましたが、この在任特例の方向というのは、私も余り委員として賛成できないという様な気持ちではあります。本則適用もいろいろ区割制とかなんとか聞いて、今時期がまいりまして、何とかその辺の話し合いをまとまって10ヶ町村が本当に言えば、生きて合併できればということをお願いしております。以上です。

高橋義雄委員長　　築館の長谷川さん。

長谷川厚子委員　　築館の長谷川と申します。よろしく申し上げます。

築館の方の住民代表といたしましては、原則の30人ということを目指いたします。その中でいろいろ皆さんと顔見知りになりまして、意見というのはほとんど集中して議員定数と在任の問題でございました。今まで私も協議会に出席していただきまして、皆様と協議してまいりましたけれども、やはり合併となると町から市になる訳です。2,000項目の協議をいたします。その中で、議員さんたちの定数、在任特例は延ばしたりすると、やはり住民の方たちのご理解が得られないのではないかと思います。それはどうしてかということ、一人一人のご意見はもちろんのこと、アンケート調査でも分かっていますけれども、在任特例となると、また皆様のご理解をいただけないのではないかとこのことでございます。私たち一家族に対しても経済的に大変と思えば、大黒柱はもちろんのこと、経済的にも運営的にも大変でございます。壁を大きくしたのが1町村であり1村でございます。皆様の役割と分担というのは、一人一人ご協力をいただきながら一つになる訳でございますので、住民に納得のあるご理解と解決法がなければご理解はいただけないのではないのでしょうか。住民の生活に責任を持っていただくためにも、皆様の住民の税金を使う訳ですので、実現できる様な回答をお願いしたいものだと思います。以上でございます。

高橋義雄委員長　　石川さん。

石川正運委員 築館の石川でございます。

築館といたしましても、特別委員会を10回ほどやりまして、特に12月16日には特別委員会の中でも、この定数に関する小委員会を設けまして、第1、第2と小委員会を設けた中で議論をし、それを集約と言いますか、全体の流れの中では築館といたしましては、結論から言いますと在任が35%、定数特例が35%、本則というのが30%、こういうパーセントの割合にはなりません。そういう中で、なぜ在任とか定数特例かと言いますと、うちの特に築館は郡の中心部でもあると。そういうことから考えれば、先ほどから議論あります様に、小規模自治体のことも考えなくてもならないのではないかなと。こういう視点に立った中での議論をした結果、ただ今申し上げましたパーセントになっております。まだこれが決定でもございませぬし、これからも特別委員会で議論をしていく訳ではありますけれども、現段階ではそういう形になります。議論は後でしたいと思います。結果はこういう結果の方向です。以上です。(「数字をちょっともう一回」の声あり)

高橋義雄委員長 35、35、30%ね。(「在任が35」「定数特例が35」の声あり)

それでは、小委員長、副委員長がしゃべらないのはずるいと言われてはわかりませぬので、しゃべります。それでは副委員長から。

白鳥一彦副委員長 住民代表の意見といたしましては、さきに若柳の三浦さんがアンケートを本当、他町村の分まで詳しく調べてきておられますので、一目全体の数字も分かるんですけども、私もざっとその内容を志波姫の分だけなんですけれども、目を通してきたつもりでした。そんな中で、やはり議員の定数を減らせとか、そういったところに係る給与の問題ですか、ということの削減という様なことが多々多く挙げられているのが目についたところであります。そういうこともありまして、私も原則の30名ということで考えております。ただ、人口の少ないところの二つの町、村の考え方ということで、30名のあり方の中で、選挙というのはやってみなければ分からないことではあります。合併してからの30名という、何年かたってからのことでオープンになるのはいいかと思えますけれども、やはり初年度目だということで、その選挙区を持った考え方で、栗駒の千葉さんなんかは具体的な案まで捉えてきたところなんかは、本当に私びっくりしたところではあります。そういった方向で考えていったらいいのかなというところでございます。以上です。

高橋義雄委員長 皆さん方から意見を聞きまして最後に私の番ですが、私の場合は、仮に皆さん新聞等でご存じのとおり、今新聞のコピーを見ていたんですけども、ここに原則どおり法定定数30を適用することを賛成多数で決めたと。賛成多数ではなくて全会一致なんですよ、これは。正直申し上げますとですね。全会一致で誰も反対者はなかった訳です。共産党さんも社民党さんも反対しなかったんです。それで、その前に特別委員会がありまして、特別委員会の中では若干在任特例を主張する方もありました。本当に若干です。それから、定数の特例を考えてはどうかという話もありました。ただ、その定数特例の場合は、最大60ですけども、若柳の場合は小規模自治体、どなたか小規模自治体のお話、それに配慮ということを申し上げた様ですけども、まだ私これを言ったら若柳を代表してくるということではいけないだろうけれども、はっきり申し上げますけれども、本則が30名ですから、その1割や1割5分くらい、10%、15%くらいの、それくらいはやむを得ないので

はないかと。そうでなければ、まとまらないということであれば、やむを得ないのではないかと、そういった様な特別委員会の話し合いになりまして、それでは、これは決議しますかということで、それではしておきましょうということでした訳です。ですから、本会議にかけた時は全会一致です。賛成多数ではなくて全会一致なんです。

ですから、うちの方の場合は、選挙を意識したのかなどと言われた、やゆされたこともありますけれども、全くないと言えようそになるかもしれませんが、余りそういった様なことではないと。(「いがす、ないって語れば。私ですから、その意見を出したのは」の声あり)ほかからも言われましたよ。(「そうですか」の声あり)ですから、理由としてはこの新聞に書いたとおりで、ただ書いてないのが、各町区割りなどを設けることも一つの案だが、設けることによる、せっかく合併した仮称栗原市が一体感がなかなか持てないのではないかと、そういった様な話をしたことも事実です。ですから、そんなことでうちの方では区割りとかそういった様なことは全然話にはならなかったということで、一応特別委員長である私に、「議会で議決したものを背負って行って何とか頑張ってください」と、こういう話で出てきたというのがうちの方の実態で、これは肝心要の看板が何もなくて、ずばりと申し上げました。若柳ではそういうことです。若柳ではそうですけれども、私の意見もそのとおりであります。

一応全体の、一応の佐藤さんが欠席なさっておりますけれども、今日は皆さん方からご忌憚のないご意見をいただいたところでありますが、まだ言い足りないという方……(「休憩」の声あり)

千葉伍郎委員　ちょっと今のうちにね。委員の報告した中でちょっと気になっている言葉があるものですから、ちょっと真意を聞きたいと。隣にいる訳だから三浦さんに、首長も議員も新しい考え方で臨んで欲しいと。いつも私は新しい考えでずっと議員活動をしてきたつもりだけれども、三浦さんが目指す新しい考え方の市の議員というのは、どういふのを踏まえているのかね。これ私、議会に行ったらこれは報告しなくてないから。

高橋義雄委員長　それでは休憩いたします。休憩後に答弁をお願いします。

午後2時47分　休憩

午後3時05分　再開

高橋義雄委員長　再開をいたします。

それでは、千葉さんの三浦委員に対するお答えを三浦委員からお願いします。

三浦徹也委員　誤解を招いた面もあるのではないかなと思いますが、先日の5日の新聞でしたか、本吉・気仙沼・唐桑の方の法定協のいろいろな話し合いの中で、ここの委員長さんだか議長さんですか、議員さんの中でも合併問題の進行状況というものをこれから見定めていくためにも、いわゆる我々議員には責任があると。だから、在任特例の方の意見支持みたいな発言もあった様な記事がありました。それに対して、住民側の意見は、見定めるのには新しい感覚を持った新しい議員でも十分新し

い方向の市の行政進行みたいなのものは見定めることができると、こういった様な意見を述べた住民代表の方もあった様なことも伺えた訳でございます、私がお話し申し上げたのは、新しい市になった場合に、新市長が生まれ、新議員が生まれて、当然その選ばれた方々は新しい市の将来を見詰めた立派な方々が選ばれるであろうと。つまり、地域エゴとかそういうものにとられることのない広い視野を持った議員さん方々によっても、十分新しい市のことについては見守ることができる、あるいは執行することができる、そういった様な意味のことを申し上げたくて「新しい感覚を持った」と、こういう表現をした訳でございます。それで、今の現在の議員さん方々が、新しい感覚がないといった様なことで否定したことでございませぬので、ご理解いただければと思います。以上です。

高橋義雄委員長 了解ですか。千葉さん、ご了解ですか。（「いがす」の声あり）

皆さん方からご意見をいただいた訳ですが、あとはフリーな形で意見を交換していただくということの場にしたいと、この様に思いますので、何もなければ閉じますけれども。

佐々木幸男委員 瀬峰の佐々木ですけれども、各町村の議員さん方、あるいは民間の委員さん方のご意見を賜りますと、本則でやった方がいいんじゃないかというふうなご意見が随分ある様でありますけれども、私の方のことと、あと一部で在任特例というふうなこともあった様ですが、うちの方は在任特例というふうなことで35%あるということです。35%の意見があるというふうなことであります、うちの方では在任特例という様なことで選挙区の話があるんですが、合併を今進めていく訳であります、先ほど築館の長谷川さんですか、2,000項目の話があったんですが、大まかにいえば48項目をこれから法定協で協議をして新市を作るというふうなことであります、今まで協議してきたことはほとんどが、築館町さんに倣うとか、栗駒町さんの例に倣うとかといったことで、おおむね新市計画については先送りしている訳ですよ。個々に先送りしている。新しいものは何も出てこなくて、今までやってきたものをここに寄せ集めて調整をしている段階であります、ただその各町村で町の振興計画を皆策定している訳ですよ。それらをやはり確認する責任は私はあると思うんです。

あわせて、住民の皆さん方、先ほどアンケートの資料収集、統計とってきていただいた委員さん方もおりますけれども、果たして住民の皆さん方、仮称になりますけれども栗原市になった場合、そんなに変わっていいのかという反対に不安感を持っていると思うのです。新しい市になったから、先はバラ色の町村合併があるんだなというふうな考えは、私は住民の皆さん方はないと思うのです。反対にどの様になるのやと。その心配が私は大きくあるのではないかなと。先ほど来から話がある様に、小さい町村で議員が出せないところもあるというふうな心配が当然ある訳ですから、そういった地域の皆さん方は特に、合併した場合、本当にこの地域がどの様になるのやというふうな心配がある訳ですから、財政的な問題云々の中で今回の合併をする訳でありますけれども、それを4年も5年もやれという話ではない訳ですから、一定の期間といえは2年以内ということなんです、その2年後1年でもいいだろうし、あるいは決算できるまでもいいだろうし、そういった考えが必要ではないかというふうなことで、うちの方では在任特例になったいきさつがある訳でございますので、ひとつ初めから在任特例はあり得ないべっちゃやという話では私はないんじゃないかなというふうに思ってい

ます。

私、近年では農協の合併を手がけた一人であります。農協の合併をやって、合併してから8年なったんですが、当時の農協、地区の農協、単協とはまるっきり対応が違った。こんなはずではなかったと。合併してからこんなはずではなかったということを言われた時は、私どもはこの責任があるのではないかなというふうに思っています。以上であります。

高橋義雄委員長　ほかにありますか。高橋さん。

高橋光治委員　金成の高橋であります。

今日は、この様にして紙で案が出てくるとは私は思っていませんでした。この様に案を出されますと紙の部分がひとり歩きますから、私は本当は心に隠していたんですが、今日言わざるを得なくなりました。

私も議員定数のこの関係で、6万9,176を花山さんの1,395でも私も割りました。私の場合は1,395で割ったんですが、49.6、これは間違いなかったです。ただし、これをして私の計算尺では49.6で出たんです。ですから、定数特例をするのにも、そういう一つの基準というのが必要だなと。そこは千葉さんと私は一緒なんです。

ただ、ブロック別の提案をされますと、これは新たな議論になってくるのではないかというふうに私は思っています。組み合わせですね、按分でこういうふうに一回出されますと、ここで固定してしまう様な観念がありますので、私はそういう観点ではなしに、逆に今日皆さんから、人口の少ない町村、私たちの金成町はちょうど中ごろで7,500だからいいんですが、そういうお話も大きい町村の方から小さい人口の町村の心配をさせていただいて、逆に小さい方の人から大きい方にばかり集中するんでないかという不安感がこれまでもあったと思うんです。

それで、私は、こういう提案をするのであれば、逆に私もこれは書き物では出しませんが、先ほど3分の1議会とか定数とか4分の1と言いましたが、152の30というのは5分の1に値する内容だと思います。この議員の定数からいきますとですね。誰がどこという意味ではありません。それを4分の1、3分の1というふうに考えていった場合にです。考えていった場合に、花山さんの1,395というのがありますけれども、小さいところに配慮するとなれば、今回の合併10町村でありますから、定数の30を平均で3で割ると、これが基本原則だろうと。そうしますと10町村で30です。これが定数だと。

そして、この本則に人口比があるから、それに足していった場合が定数特例だろうという考え方を私はしたい訳であります。そうしまして、現在の定数の3分の1、4分の1をしていきますと、大きい町村の18定数の4分の1というのは4.5でありますから、5というのはないから定数5だろうと。そして16から14というのは4分の1で割ると4、そして12、13のところは3というふうに考えていきますと、ざっくばらんに考えますと、3・3・1みたいな捉え方をしていきますと、栗原の、勝手な言い方なんです、18定数議会の部分、これらは5、14、16の部分は4、その他4町村は3という流れで持っていくと39という定数が出てきます。3分の1議会という考え方をして、大きな町村が6、次のグループが5、次のグループが4、そして花山さんが3というふうに

なりますと48という数字が出てきます。これは、先ほど言いました様に、花山さんを基本に割ると49以下ですから、それ以内の3分の1議会ですと48、4分の1以外ですと39と。そうしますと、本則の30というのに対する9名の増という捉え方で考え方が出てくるんです。そうしますと、大きい町村は小さい町村のことを随分考えられている様でありますから、ここは大きな心を持って、自分の方は定数5で、花山さんに定数3をやって、これは合併の時の1回の10町村選挙区制度ということでやっていくと。そうでないと、先ほどありました様にブロック制をしますと、また人口の減少で、これ1票の格差をまたやらなければならないです。

それで、私は合併するのでありますから、本当は早く10町村一つになるべきだと思いますから、本則30でいくべきだと思います。それで、それをするために60まで定数をむやみに増やすということもこれは避けたいと。そうすればどこでいいのかなということになれば、小さい町村に配慮した中で、最小限の数39当たり、39の定数3を基本にした定数特例をもって、選挙区は旧町村にして2回目の本則からは本選30、29でもいいと思いますが、この人口比でね。30以下ですから、29とか28、それらの選挙で持っていくという様な案もぜひ今度は検討して欲しいなというふうに私は思っていました。それで、今日は書き物を出しませんから、ただ書き物を出されると、これは今日は言いたくなかったんですが、言わないと駄目だと思って意見を述べさせていただきます。

高橋義雄委員長　意見は意見でいいんですけども、千葉さんが、あるいは三浦さんが資料提出したのについては、提案という形ではなくて、自分が説明する資料として提出したものでありますから、ひとり歩きするとか二人歩きするとかって、そういった様な心配はなさなくていいと思います。

千葉伍郎委員　やはりべらべらとしゃべられたって分からないですよ。だから、ある程度自分のしゃべる趣旨を今言った様に数字だとか、そういうのも根拠にして説明してもらった方が、いいにしろ悪いにしろ理解をしてもらう、反発するにしてみしないにしてもそういう持論を示して、数値で数字で……、特にこの定数問題というのは、1票の格差の問題がありますから、数字を出して議論をしないとしゃべられたって正直なところ私メモをとれません。全然とれませんので、持ち帰られないんですよ。だから、こういう考え方がありましたよというのは、今日は議会に持ち帰って言われたいんですよ。

高橋義雄委員長　ただ、その考え方も議会に持ち帰るという考え方、私これも果たしてそれが正しいのかなと思っているんです。ということは、住民代表の方々は、言ってみれば各どなたかのご意見にいろいろ自分で調査しながらこうやってきてご意見をおっしゃっているんだと。議会の場合は、議会代表だという意識があると思います。ですが、自分の意見をここで言ってもらわないと、なかなか進まないのではないかと私は思っているんです。ですから、議会の意思は意思としまして、ここに出てこられている委員の皆さんが、委員として自分の意見はこうなんだという意見を言ってもらわないと、「いやこれは議会に行って相談してから、また戻ってきて」と、その様な話になりますとなかなか話が進みづらいのではないかなと、そういう感じもしていますので、今日はご意見を保留された方もありますが、次回はきちっとしたお考えを、自分の考えはこうなんだけれどもという根拠の話は何回かありましたけれども、ご自分の考えで私はいいいんだと思うんです。その様な考え方でちゃんと集

約してきていただきたいと思います。そうでないと何回も、何回繰り返したってまとまるのもまとまらない様な気がしますので、当初から申し上げています様に、4回、5回でこの部会で報告したいと。その協議会の方に報告したいということで、皆さん方と申し合わせしていますので、その様なつもりで進めていくためには、今言った様にして、自分の考えをここで出してもらうと。うちの方でどの様な協議をなさるかも結構ですから。その様にさせていただかないとお話が進まない。

千葉伍郎委員　その様な委員長の考えだと思うんですが、各議会は少なくとも間違いなく一人で出てきた訳ではないです。したがって、特別委員会もできているという状況からすれば、議員はそれに尾ひれがついて世間もいろいろ見たり聞いたりして発言をしてきている状況からいけば、少なくとも最大公約数をこの会議の中に反映させたいというのが本音です。一発回答で個人の視覚でばがばがとしゃべって、あとは結論は例えば少なくとも議会の議決をくぐっていく訳ですから、最終的には、少なくとも大方議論の経過の中で、そういう流れができて集約されたんだなというそれぞれの議会のテクニクがあるでしょうからですけれども、ある程度の意見集約をしながら、そして「俺の俺が」「俺の俺の意見」というだけでやっていったら、それらまとまりが、逆にできれば私は軟着陸をしたいものだから、自分の気持ちも私はこんな気持ちですが、この定数の問題についてだけは6割はしゃべらないということなんです。6割は特別委員会で、この間も「あんたの考えを出せ」と、「俺の考え出したらあんたたち終わりだべっちゃ」という話になって、「私はまとめ役だから出しませんよ」という形でようやく落ち付けて、今言った様な話を、そして統計も全部自分でチェックをしながら集約をした中身を話しているから、集約の仕方としても難しいと思うんです。

遠藤 實委員　実は、さっき私は冒頭、「私の意見は持っているけれども話しません」というのはそこにある訳です。特別委員会を作ったというのは、ひとつやはり合併に向けてどうあるべきかと、志波姫の議会としてどうあるべきかと、それを検討しようとなった訳だ。あとこの協議会は協議会でいいですよ。それは、あんたが協議会へ行ってしゃべりなさいと。ただ、この任期と協議会で我々特別委員会の意思決定したものを、あなたは責任を持ってそれを協議会に行き意見として話しなさいと。それは特別委員会の全部の委員の希望っしや。ただ、私は代表で行っているから、私の意見も語るけれども、皆さんの意見を集約したものは意見として発言しますよと。ただし、その様にならない場合もありますよというの。そのまとまったから必ずやるよ、それでなかったら合併やめでこいよという、そういうことでは私は責任はとれませんよと。いや、そんな責任をとれない議会代表では駄目だという人もいる訳さ。「あんたに任せたから、あんたやってけろ」と、そういう人もいる訳です。

ただ、この議員の定数については、やはり特別委員会でそういうことを議論しようとなったので、それならみんなの意見をまずどれが一番多いか、その多いものを議会の志波姫としての意思表示だというまとめで委員会に私は発言しますよと。委員長独断では私はやりませんと。だから、私と今やっているんだけど、ちょっと私の意見と違うのもいる訳さ。ただ、それを最終的にはすかさず聞いて、それではこの案でどうですかって決はとらないというの。その聞いた中で、集約したものをまとめてやりますよというやり方をしているものだから、ただ、今日の委員会のやつを調査委員会をや

って報告するとか、そういう空気でやりましたということは言うけれども、こうでありましたということは言わないから。ただ、そんな空気だと。ただ、みんなはどう考えるか、町民の今までの期間の中でいろいろ意見交換したはずだから、それを自分で出して欲しいというのが、31日だったら、そういうことで……。

高橋義雄委員長 それはそれでいいと思います。あれだと思うのっしょ。ここに出てくる前の段階では、どの様なことを話されてもいいと思いますよ。議会でどの様な形でどんな意見があってもいいと思うのですが、ここに出てきた場合には、やはり今遠藤さんが言う様に最大公約数でもって自分の意見を話してもらおうと。そうでないと、今こういう意見があった、それではもう一回議会に行って相談しなくて分からない、また議会に行って相談しなくてない、そういうことを繰り返していたのではなかなか進まないのではないかと、そういう思いから先ほど申し上げた訳です。そんな訳で、ひとつこれからの進め方についても、その様なお考えでもって、どの様な調査の中でも結構ですから、ここに出てくる場合には、その様にしたご意見を伺えればいいのかと、この様に思います。

高橋光治委員 私のやつも誤解をされては困るので……、

高橋義雄委員長 誤解していませんから。

高橋光治委員 ここに出ていたのが、片一方は議員定数50のやつが出ていて、片一方は30でブロック制ということになりますから、これが動く困るんですと。逆にね。だから、ここでそのブロック制が検討されたんだっけなということになっても困るので、私はそこだけ言ったんであって……。

高橋義雄委員長 それは全くありませんので。

高橋光治委員 そこだけはね、千葉さんのやつが駄目だという意味で言っているんでなくて……。

高橋義雄委員長 その提案されたということではありませんので、そこは改めて言っておきます。資料を説明するための資料であったということでご理解をいただきたい。

長谷川厚子委員 今細かいことをブロックごととか人数とかそういう、花山さんなんか特に少ないというのは分かるんですけども、今3部門に分かれていますよね、それをどれに決定するかからで、その後でよろしいかと思うんですけども、どの様なものでしょうかね。それ今決定もしないうちに、人数どうのこうの、部落のブロックどうのこうの、それはもちろん大切なんですけれども、まず1、2、3からは選ぶべきだと思うんです。最初にね。そういうあれがあるんでないかなと思うんです。それから、……。

千葉伍郎委員 それを決めたらそれを何対何ぼで決めたら、ぶっちゃけますよ。

長谷川厚子委員 それは話し合いで決めるということです。

高橋義雄委員長 今、伍郎さんが何対何ぼの話が出ましたけれども、委員長だって副委員長だって、この様にここで決をとろうなんて考えは毛頭私は持っていませんし、副委員長だって持っていないと思います。ですから、ここでいろいろ話し合いをして、それこそまとまっていくというのが、最終、究極は合併しなければならないという考えで進むのですから、合併を推進するのですからね、ぶっこわれてもいいというのならどんな話し言ってもいいんです。そういうことではないと思いますから、私も合併しなければならないと思っています。その様にして、はい賛成多数とかそういった様なこと

でなくて、和気あいあいの中で話し語りをしながら進めていくと、この様にしたいと思うのです。

茂泉文男委員 最終的には各町村の議会の議決で。

高橋義雄委員長 はい、そのとおりです。

茂泉文男委員 それで、村民からして、さらに議会人がいて、それを納得する線でないと、どういうふうになるか分からないということだけは……、「もちろん」の声あり）それはどこの町村でも同じだと思いますが。

高橋義雄委員長 私、これのね、合意にどうのこうのということはありませんから。その辺ご心配なくね。皆さんのご意見は十分取り入れますから。それはそれでいいんですが、最終的には町村長たちが合併協定項目に調印して、それを議会が議決する訳ですから。議会が全然まとまらない様な案を出していくということになれば、ぶっちゃけですから、そういう様なことはしてはならないと、この様に思いますので、各議会が賛成多数でそれこそまとまる様な、協定調印してもらおうという様に……、「その様に進めていただきます」の声あり）と思います。（「両論併記で駄目だよ」の声あり）

中條彦登委員 なかなか10ヶ町村の代表の人たちの声を聞きますと、私は花山住民代表で来ているんですが、全く村の特定の議員さんたちの声などは聞いておりません。それで、住民の声を聞きますと、10ヶ町村のうちで花山が一番北端であるし、人口割では全てまず少数が、小さいところの関係上、これは本当にやむを得ないと、半信半疑でいる様な住民がほとんどです。

それで、今日の皆さんの声を聞きますと、小さい花山村もこの10ヶ町村の中に入れて合併の前に前になって進んでいくんだという様なことで、幾らか私の方は心強く住民に呼びかける力も出てきたと思うのです。果たして、全然頼りにならないと9ヶ町村の人たちが話された場合、花山は花山でやっぱりやっていきましょうという住民の声もある訳です。それにいろいろな過疎対策とかいろいろな環境問題なんかで、花山も最後にはやっぱり独立する、そういう意思を持っている住民も多いんです。若い人たちは。だから、今後、議会でこのお話を聞きますと、やはり小さい所は大きい人で面倒を見てもらって、最後にやっぱりこの栗原郡を豊かな合併の市にしてもらいたいと、こう言う様な念願のもとに、私も今後、今日の結果を住民に伝えて後は進めていきたいと、こういうふうに思っております。

千葉伍郎委員 委員長、今日は何時頃を目途にして……。

高橋義雄委員長 ご意見が、今日は意見を皆さん方から開陳いただいたから、それについて何かあればお聞きを……。

千葉伍郎委員 これからのポイントになると思うんだけど、例えば小さいから議員出てこないということもないのっしょ。（「それはそうだ」の声あり）うちの方の議論を申し上げると、文字地区というのはですね、そんなに有権者がいないのに3人出てくるのさ。岩ヶ崎みたいに四千人近くもいるのに。もう大きな町村でいけばドーナツ化現象が起きていますね。間違いなく。町内を中心にしてドーナツ化現象が起きているんです。だから、必ずしも集落単位で今までもやってきても、有権者票イコール議員ではないです。だから、問題はやはり面倒を見るとか見ないとかということになると、最終的には1票のやつをどれだけ近づけて平均化をして平準化をして、限りなく平等化をして

いくつかというところに原則がある様な気がするんですよ。そうでないと、これはなかなかまとまらない。

それから、もう一つは、いつでもこういう問題になってくると、住民の皆さんも含めて30の本則の話が出ます。住民の皆さんも同じ立場で資料をみんなもらっている訳ですから分析されていると思うのですが、合併したからといってそんなに財政がよくなる中身ではないですよ。名前言っては悪いけれども、10ヶ町村のうちで、この10年間に、これからですよ、17年から合併しないといったらば、7ヶ町村は投資的経費がゼロなんですね。完全に。この実態は、皆さんに同じ様に資料が行っている訳ですから、議員が知り得ている特権だとかなんとかでなくて、やはり合併をして議員定数を30にさえすれば、全て物の解決ができるのだという、そんな単純なものではないんですよ。ないんです。

それと、住民の要求というのは、何も栗駒の人がどうだとかではなくて、瀬峰の人だって栗駒に来る人だってあるし、金成から若柳さ行ってる人もあるし、もう従来の意識の問題ではなくて、やはりさっき三浦さんから反発されたけれども、ここにいる皆さん方が目線を同じくして、合併という問題と目線を同じにして議論をしないと、この問題というのはなかなか難しい問題ではないかなと。私は、この定数問題がいけば、6割越えたと思いますけれどもね。庁舎位置問題と定数問題を越えれば、7割も8割もいったと思いますよ。だから、そういう意味では、やはりデータはこの委員の皆さん方に、住民代表と言われている方々もみんな同じ様に資料を持っている訳ですから、やはりそこをちゃんと分析して議論してもらわないと、他の議員たちが何だか細表を、もういろいろな意味で見分けているんですが、おらも例えばうちの方の例を申し上げましても、1年1ヶ月後ですよ、選挙するのね。来年の2月選挙ですから、町会議員の選挙。1年1ヶ月後に全県1区の選挙をしたら、県会議員の選挙でどのぐらいかかるというのは百も承知していますからね。全県1区で1年間同じ様に選挙資金も含めて準備できるかといったら、そんな簡単に……、それならやめたらいいんでないかという様な……。やはり住民代表の人たちも、根拠をやってこうすればこうなるんだという議論をしてもらわないと、住民と議員のやつがそこに物すごく入る様なやり方というのは私は……。

高橋義雄委員長　今のどこの法定協議会の議論を見ても、この議員の定数と任期については住民代表と議会代表が大きく分かれて、はっきりと分かれているんです。ですから、これは難儀だというのが。先ほど三浦委員からデータを示されたとおり、説明あったとおり、やはり住民の意識というのはそこにあると。だから、世の流れといいますかマスコミ等もそういった様なことについては大きく取り上げるという様なこともありますし、また今の世の中の流れというのは、そういうふうに大きく傾いてきているんだと思うのです。それによって、今千葉さんが言う様に、それならば住民の皆さんに議会代表が、例えば在任特例だ、定数特例だというものをどの様に説明して、どの様に理解をもらえるのかと。誰が説明できるのやといったらば、俺ははっきり言ってなかなかこれは何ぼ語ったって分からないんだと思うの。納得できないという部分もあると思います。

それから、私の回りにいる、私の今のは余談ですけども、一生懸命私も歩いているんですけども、歩くところ歩くところ在任特例しなさいとか定数特例しなさいなんて言う人は一人もいません。

やはり有権者の方々は、「もう30だぞ」と、「おまえたち、よく決めたな」と褒められていますよ、本当にね。（「若柳はね」の声あり）うん。ですから、世の中ってこういうふうになったんだなとつくづく思いました。

ある有識者の方に電話をもらいまして、「世の中の流れに逆らっていても在任特例をしなければ駄目だって」、これは議員経験者ですけれども、言われた方もいますけれども、俺その様な説明はできません。その様に話した経緯があるんですが、本当に今の流れというのはそうなっていますから、それらをどの様に説明していくかというのが非常に難しい作業だし、納得できるか納得してもらえるかももらえないかというのが、これの大きな問題だと思います。非常に難しい小委員長を千葉伍郎さんに言い付けられまして、涙の流れる思いをしています。皆さん方の……。

佐々木幸男委員 今日話が出たんですが、議員の皆さんたち、保身のために在任特例なり、あるいは定数特例なり行われたというふうなよくご指導もされる訳ですけれども、私は違っていると思ってるんです。やはり仮称栗原市になって、本則30でいくとなった場合、合併したその日から一体感を持たなくてはならない訳なのっしや。このとおりですね。ところが、今まで交流のない方々と兄弟、親戚になる訳です。みんなね。ところが、なかなか一体感というのはすぐその日から一体感は生まれないのっしや。そういった意味合いからすれば、当然ある程度の期間というものは考える必要があるのかなと。今先ほど言った様に、若柳町さんであれば1年1ヶ月ですか、1年1ヶ月後には合併する訳ですよ。（「1年3ヶ月」の声あり）1年3ヶ月ですよ。ただ、これも合併しなければ4年間の任期はある訳ですよ。その部分はやはり考えてあげないと駄目だと思うのです。正直な話。（「ここは委員会ですからね」の声あり）

高橋義雄委員長 佐々木さん、振り出しに戻ったから、これにて今日はご意見をいただきましたので、この程度にしたいと思います……。

海老田慶子委員 一応住民の代表としてここに来ている訳ですが、私の回りではやはり定数で30でという方と、あとはやはり高清水も人口が少ないものですから、ですからやはり定数が60人以下の方でという意見はありますが、（「定数特例」の声あり）定数特例はありますが、在任特例というのを話している町民というか、私の回りには一人もいません。そういうことを一応議会の方に、皆様方の議会の方に持ち帰っていただいて、また討議していただければと思います。

千葉伍郎委員 それは、私は間違っていると思うのです。「議会の皆さん方、理解して下さい」と、そういうものではないですよ。あるべき姿がどうあるべきかという議論で皆さん…。（「委員長」の声あり）

高橋義雄委員長 はい、石川さん。

石川正運委員 築館の石川です。

やはり今真っ二つなんですよね。今日この集約した考え方を聞くと、今日例えば議会の議員さん方の考えていることと、学識経験者の民間の方々では真っ二つなんです。ほとんどが学識経験者は本則だと。花山さんは定数特例という様な考えもある様ですけれども、こういう真っ二つの中でこれから合意形成を作りながら、先ほどの委員長の挨拶で、これから4回か5回の中で決定をしていきたいと

いう様なことなので、今日は、委員長が先ほど「今日の会議はこの辺で」という様なことを言いましたけれども、この辺ではいいんだけど、結果的に次回もこういう議論になるのかなと思うのです。だとすれば、先ほど栗駒の千葉議員さんも発言した様に、やはり私たちは議会からの代表ですから、当然議会の皆さんの意見も集約したものをここで議論をしなくてはならないのは当然なんです。最終的にはここに出されてきた我々が議会側の皆さんの考え方の議論をしていかないと、先ほど委員長言った様に、これを持ち帰って地元の議会で話をしていっている中では時間も足りないし、なかなか進まない。そういう意味では、私は今日の委員会がこれで終わるんなら終わるでもいいんですけども、やはりここに来た議員さん方が、先ほど言った意見の真っ二つの中で、次回からはやはり代表として来た議員さん方の考えと、あるいはその背景にある各特別委員会で決定がされたことを踏まえながら議論していかないと、どこまで行ってもこういう議論では、本当になかなか方向性を見出せないのではないかなと思うので、委員長、その辺だけは次回の小委員会をどういう形で持つのか、あるいは宿題にするならば宿題を出して欲しいなと、こう思います。

佐々木幸男委員　この間、委員長は、「次回は委員さん方からご意見を伺います」ということにした訳ですよ。(「はいそうです」の声あり) ということ、若い民間の住民代表の方々は自分の意見を述べればいいんですが、あとは議員さん方は各議会を背負って来ている訳でありますから、そういう意味でその辺の意見聴取を十分なされたんだろうというふうに私は思っているんです。その繰り返してあれば、次回はとても何回も同じことをやってられない訳ですから、決定していただきたいと思います。

高橋義雄委員長　分かりました。ご意見ごもっともでございますが、例えば志波姫さんの様に、まだ意見を保留したというそういう理由については、31日でしたか、(「31日」の声あり) 31日に特別委員会で大体集約すると。そういった様な話で保留したいと、この様な話でしたから、それはそれでいいんだと思いますが、ただ、今この様に皆さん方から意見をいただいて、その次の進め方です。今築館さんから話がありましたが、また「どうしますか」って話になると同じことの繰り返しになるのは当然ですよ。このままの進め方をしていけば、ですから、今後これからの進め方として、どの様に、1回皆さんから意見を聞きましたから、今度はどの様に進めたらいいか皆さん方にご意見があったらばお聞かせをいただきたい。この次の進め方。

千葉伍郎委員　最低でも意見を保留としておった志波姫さんの声が出てきて初めて。

高橋義雄委員長　金成町さんもそうだよ。一応金成町さんも保留しているよね。

高橋光治委員　何をっしや。

高橋義雄委員長　今回の今日の意見。

高橋光治委員　俺保留してないよ。ちゃんと言ったよ。こう言いましたよ、私は。私は個人的には本則30です。

高橋義雄委員長　個人的にはね。

高橋光治委員　だから、議会としては。

高橋義雄委員長　いいんです、いいんです、個人的でいいんですよ。委員としてね。

高橋光治委員 議会としてのやつを言えというのではないでしょう、まだ。

高橋義雄委員長 俺は議会としての議会の意見は聞いていないから。

高橋光治委員 うんだすべ。いいんです、そうしたら。俺言ったよな。（「うん言った言った」の声あり）

菅原 登委員 今朝冒頭に選挙区の内容について説明をいただきました。確認ということになると思うのですが、先ほど金成から話もありましたとおり、今度というか最初だけを選挙区にして、次回からは新市議会議員等々で検討して取入れるといいますか、そういう定数30人なら30人を全区にしてやるということではできないんですか。1回だけ選挙区制を用いて、次回からは30人でいいんでしょう。そこをはっきり……。 （「制度的にはできるということ」の声あり）制度的にできるのは分かるんだけど、私の方の考えとしてはどうですかという、その辺を聞きたいんですね。1回目はしたいと思います。2回目は……。

高橋義雄委員長 2回目はあと希望意見でしょうから、そのことについては意見は意見として伺っておきますけれども。（「一応確認です」の声あり）

濁沼事務局次長 今の委員さんの発言は、1回目の選挙だけが選挙区制で選挙をして、2回目からは選挙区制を選択しない、そういう選択ができるのかということですね。（「そうそう」の声あり）できます。

高橋義雄委員長 それで、大体今日はこれでいいと思うのですが、この次の進め方はどうしますか。これも委員長、副委員長に任せるんですか。

佐藤幸生委員 それで、うちの方の特別委員会では、全然郡内の町村議会、住民代表の委員さん方の考えがどうなのか、やはり末端の議会の一般の、一般と語れば失礼なんです、議員さん方は全体郡内の状況がどうなのか分からない状況。それで、今日小委員会でのこの問題について各町村から多分意見が出てくると思うので、そのことを次の小委員会が開催される前に、特別委員会で各町村の今日の声をもってそれぞれの議員としての判断をします、今日は聞いてきて下さいと、こんなことだったんです。ですから、今日の話し合いの内容等について篤と説明をして、この次の小委員会にはある程度まとまった形の考え方を持ってくるのではなかったのか。ある程度ね。

千葉伍郎委員 非常にデリケートな問題ですからね。何回集まったって同じだと思うのですよ。少なくとも今これ意思表示が、議会であれ個人であれしなかった志波姫さんというのは、高清水の皆さんも含めて、出た段階でどういう意見が大筋として分かっているのか、このことですよ。したがって、これを調整するためにどうしますかという議論の進め方をしていかないと、また同じ様に来て「その後お変わりございませんか」という話になれば、「前回と同じ」「前回と同じ」という議論で、何が前回と同じで、何が問題なのかということなしになってしまうので、少なくとも事務局はメモしているはずですから、二つの意思表示がされた段階で、やはり大別して、どういう点が問題になっているという大別をして、それを調整するためにはどういう議論をしなくちゃならないかという組み立て方をやはり委員長、副委員長がしないと、これは何回会議をやっても、もうだんだん回数が多くなれば多くなるほど、自分の考えを守ろうとする考え方がうんと出てきますから、それをするために、余りそ

ここまで深入りしないうちに、具体例を挙げて調整できるものかできないものかをつまびらかに提起をしてみる必要がある。

そして、これだったら個人の意見でなくて、私も時間をかして下さいとして、もう少し議論してみますからというふうになるか。これは一発回答してやるよということになるか、そういう大別をしないと、こうした考え方が多種多様に渡っている訳で分類をしなくてないと思う。さっき冒頭言った様に、私も特別委員会を集約するために、三つの考え方、選挙の考え方、こういうふうに分けて大筋流れとして書いていくと統計的にはこうなりますと。したがって、これはどこで調整しなくちゃねということになるので、これはやはり志波姫と石川委員ですか、ご意見が出たからって次の会議のたたき台になる、分析をした上で意見調整をしていった方がいいんでないですか。

石川正運委員 築館の石川です。千葉さんにお伺いしたいんですが、今一発回答できるものは、議論するものという表現があったんだけど、その一発回答は理解できない訳ではないんだけど、議論するものというのはどこで、ここの議論のことを言うの。

千葉伍郎委員 そうそう。ここで出た何点かの分類点を出して、例えば小さい町村のやつを配慮して欲しいと意見が出ていますと。これは具体的にどうなのかということ。有権者の比率からいくと花山村が1だという文書がここにありますよ。しかし、高清水案みたいに最低10ヶ町村合併するのだったら、2を全体に保障して、そこから始めようでないかとかそういう調整、仕方がいろいろの意味であると思うのです。ですから、一発回答というのはそういう意味でなくて、意見が出たやつを羅列をして大別をして、そしてこの調整はどうしましょう、この調整はどうしましょうとやると、ずっと絞まってくるはずですよ。恐らく最後には三つぐらい残るんでないですか。大別して三つぐらいだと私は思っているんです。

石川正運委員 だから、結局は、今日、何回もくどい様ですが、学経の人たちはもう本則だよと。ただ、選挙区制とかそういうものの意見もありますけれども、そこまでまだ入っていない。本則だ、30人でやったらいいんでないかと言いながらも、その方法論は入っていないんだけど、要は議員の我々が議会を代表して来ているこの人たちがどういう考えを持ってやるかが一番だと思うのです。そのために議論するのは当然なんだけれども、だが、しかし、そのことだけで流されてしまったんでは、やはりまとまっていけないと思うのね。だから、先ほどのそれでは次回はどうするんだという様な話ですけども、今のところ三つ出ています。区割りとかそういうのは別にして。在任と定数特例と本則と。これもやはり一つずつ議論をやっていってつぶしていくというか、方向性をしていけないと、総枠の中で議論したって私はどうしようもないと思うので、そのとおり本当に何回も言う様ですけども、議会の代表の方々が腹を決めて来て、ここで議論していかないと私は進まないと思います。このことを先ほど委員長にも、「次回の方法を決めて下さい」と言ったのは私はそれなんです。何回やっても同じだと思いますよ。こういうやり方では。

高橋義雄委員長 皆さんにこうやって言っていただくから次やりやすい訳です。ですから、今日出たのは三つです。区割りを除けば三つ。三つというのは……。ですから、これのうちから、この次は絞り込む話し合いをします。ですから、もう一步踏み込んだ議論になろうと思いますから、どうぞよ

ろしくお願いしたいと思います。

千葉伍郎委員　だから、そうだとすれば、それだけしてしまうと、片ちんばなんですよ。だから、議員の三つの区割りがありますね。選挙区制と。定数の問題がね。原則定数、定数特例、在任特例とこの三つの選び方だけでなく、いわゆる選挙区制の問題も提起していますから、これを全選挙区なのかブロックなのか、そして1回だけは町村ごとになるのか、これを明記しておく。

高橋義雄委員長　まずいがす。それを採用するかしないかから始まらなくてないでしょうからさ。三つにするとか二つにするとかという問題でなくて、選挙区制を採用するかしないのかという話をまずしなくてはならないんだろうし、どれを使うのか、本則を使うのか、それでその区割りをするのか、そういった様な話し語りをこの次はして大体煮詰めていくと。絞っていくと、こういうふうにしたらいいでないの。

高橋光治委員　本則という区割りはあるんですか。本則というのはなくて定数30の時に区割りをするというのでしょうか。本則というのは区割りではないでしょうか。(「本則って言わないのっさそんな時」の声あり) そんな時本則って言わない。(「原則定数って言うのさ」の声あり) 本則というのは一選挙区でしょう。

濁沼事務局次長　公選法の中では、例えば選挙区制とか認められているんです。それは、在任特例とか定数特例とか選択しなくても、原則選挙の中でも選挙区制度というのは認められているんです。ただ、選挙区制度の選択をほとんどの町村はしていないというのは、先ほども話した様に、選挙区制度が抱える問題というのはいっぱいあります。全て認識して選挙区を選択する場合には、それをお互いに確認をして選挙区を選ばないといろいろな問題が出てきますということです。本則の場合でも選挙区制度は認められております。

もう一度お話ししますけれども、その選挙区の場合いろいろな問題があります。一つは、1回だけの選挙区をするのか、それから、もう一つは、欠員が生じた場合には補欠選挙の問題が出てきます。それから、定数部分で、定数試算が0.5を割ったからといって特別選挙区を選択ができます。それから、人口1人当たりの格差によっては、合憲か違憲かという問題が発生しますということです。

それから、例えば定数選挙区1があった場合に、いろいろな人口格差の中で、その選挙区を廃止する場合、住民のいろいろなまた問題が出てくる等々の問題が考えられるということです。

それから、ついですからもう一つだけお話ししたいと思うのですが、これは議員の定数の関係で、専門部会、議会の局長たちの中でいろいろな議論をした結果があります。その中で、一つの調整案が出されたんですが、先ほどからいろいろ議論されている様に、非常に問題になっているのは、こういうことが問題です。多分議会の議員の定数の問題は、あくまで各町村で、さっきから特別委員会という部分も出てきます。これは特別委員会でいろいろな方法を決めて委員会で採択をして協議会に持ち込んでいくという様な姿になってくると、協議会においての議員さん方の発言を拘束することになるだろうと思います。ですからその議長さん、議員さん方の発言を拘束しない様に、各町村の議会の中できちんとした採決をして方向を決めてしまうのはどうだろうかと思います。あくまでその方向を決めるのは協議会です。そういうことで、各町村の特別委員会の方向づけは、あくまで方向づけとして

決議という様な格好でなく協議を頂きたいと思います。

最終的にいろいろ決定される部分については、協議会であります。これはくどい様な説明ですが、そんな議論が議会議務局長の専門部会の中で懸念をされた経過があります。

白鳥文雄委員 ついでに一つ教えて欲しいんですが、今1票の格差の問題でたくさん判例がもう出ているのがあると思うんですが、おおむね許容されている範囲といたしますか、もしご存じであれば教えていただきたいんですが。1対幾らとか。

濁沼事務局次長 この辺は非常に難しい問題です。これは、町村合併の協議会での議員の扱いの部分だけでなく、いろいろな、参議とか衆議とかいろいろな部分がありますから、これはこの部分はその範囲内だという部分はちょっと私どもではお話しできないなと思います。

白鳥文雄委員 さまざまな判例がありますね、これについては。

濁沼事務局次長 先ほど皆さん方からいろいろな例えば定数を30選択した場合、それから人口の一番少ない町村さんに例えば定数1、定数2を割り振った場合のトータル的なその議員定数はどれぐらいが望ましいかということで、それぞれの委員さんの中で提案されたものがあります。私ども事務局でもいろいろ部分は試算した資料はあります。ただ、その部分、最後までやはり出すべきでないだろうと。ただ、いろいろなことを質問された場合には、例えばその基本的に先ほど千葉委員さんの方から、花山さんを定数1にした場合に極めて格差が生じない様な部分の時に、栗原の定数はどれぐらいが望ましいのかという様な、同じ様なみんな資料を委員さん方は持っておりますから、私の方でも資料としては積算しておるのはありますが、それはその議論して、その選択肢は三つしかない。三つの方法のどれをとるか。それによって、例えば定数特例を例えばとった場合、その定数を何にするのか。在任をとった場合、それでは在任期間というのはいくらまでにするのか。ただ、法律で言っているのは例えば在任は最高2年、それから定数は最高60です。今度は本則選挙の場合でも、最高が30だけなんです。そのうちの30の25をとるのか、最大限の30をとるのか28をとるのか、それによって例えば定数特例は倍の範囲内ですから、25をとれば、定数を25と定めれば、最大とった場合では50人以内、50人の定数特例ということになりますから、これは先ほど委員さんから、いろいろな今日の方向づけを整理して、皆さんにまた議論の資料として出すという部分、確かにそういう部分があるんですが、先ほど委員長言った様に、この部分については11月末の、11月初めの12月初めの協議会に方向づけを報告していきたいということが前の第1回目の小委員会の中で方向づけがされまして、そういう部分からいいますと、これは極めて判断する内容はそんなに広くはないと。そういう部分で、やはりいろいろな資料よりも、皆さんの中で時間をかけていろいろ直接、その疑問等の部分については、発言した人に意見をぶつけながら方向を出していくのが、一番早く調整される方向ではないのかなという感じがします。ただ、私の方でまた次回の問題、いろんな問題として出しますと、今度はその資料の分析とかなんかからいっても、非常に時間的にどうなのかなという感じがいたします。

佐々木幸男委員 今事務局の方から、議員定数の問題については、各議会で余りやって来ない方がいいよという様な……（「違う」「それはちょっと勘違いだ」「誤解されるから」の声あり）もう一回

やり直し。

濁沼事務局長 これは、各町村でいろいろな議論していただいてもいいんですが、「議論しない方がいい訳ですね」の声あり）はい。議会の局長さんらがおっしゃったのは、そこに議長さんとか議員の代表さんに全てそういう意見だよと、縛りをかけてしまって送り出してしまうと、議員さん方が自分の意見があっても意見が言えなくなるという部分が懸念された。これは各町村議会でいろいろな議論をして下さいということで、多分議会の議員さん方は資料をいろいろ見ていると思いますが、私の方の協議会の方から検討しようということで、何ページかの資料を既に大分前に町村の議会の方に送りました。そういう部分での選択肢もあります。そういう場合にこういう問題もありますということで、10月の早い時期にそういう提案を資料を皆提出して、多分議論を早目にやって下さいということで出しておりますから、これは町村議会の中でどんな議論をされても結構です。

佐々木幸男委員 議決とか採択とかそういったものとはっていないと思うんです。たしかどの議会でもですね。ただ、その意見集約という形の中で特別委員会の中で話はしている訳です。そういった中で、お互い私も議員は、その議会を代表して来ている訳です。そういった中で、自分の個人の意見だけでは、これから反対に自分の意見だけ話をして、最終的には新市計画を含めて各議会の議決を必要とする訳ですから、その時、ちょっとあんばい悪いやという様なことになっては困るというふうな中で、あからさまに説明をして、その中で意見集約を図っているというふうなことでありますから、当然私も議会議員は、各町村の議会の大勢を意見集約として持ってきているというのは、私は問題はないんじゃないかというふうに思います。ただ、議決するのは採決するというはまた別の話でありますから、それはいいんだろうというふうに思っています。

千葉伍郎委員 さっき出た様に、栗駒もそうですが、例えば若柳さんの様に意見集約したという形で、どういうスタイルをとったのかわかりませんが、意見書として通してしまったとか、そういうまとめ方を行って、大勢の意見としての考え方がこういう話題になっているという話を恐らく事務局はしていると思うのです。だから、私は余りよく物を言ってもらっては困ると思うのです。さっきは、少なくとも、どういう方向でこれから議論しますかという話をしたので、二つ残っている町村のやつをまず出して、そして整理をした上でオープンに議論したらいいんじゃないかと。それで法律的には問題なのか、そういう自治法上の問題点があれば、事務局としてアドバイスするのであって、これは間違っているんじゃないかと、これはこうなるとかさ……。

高橋義雄委員長 そうでなくて、事務局を擁護する訳ではないが、今の話は事務局、各議会ががりがりと縛りをかけて、代表して来る議員さん方に、ここに出てくる人たちが物を言えない様な縛り方をしたのでは、議会で困るのではないかと、これを議会の事務局長会議で話されたということなんです。ですから、別に今千葉さんが言う様に、いろいろな問題でしゃべり過ぎるという様な話ですけども、決して情報としてお話ししたということ、説明したということだから、それでいいと思いますけれども、とにかく進め方としては、今度今日出た意見を集約するための会議をこの次に持ちます。それで、こちらの方から委員長、副委員長一任だと、その進め方についてはという様な話もありましたので、ない頭を二人で絞ってこの次の会議をしますので、ひとつよろしくお願ひしたいと、思います。

千葉伍郎委員　大筋の話はできないのですか。日程は。

2) その他

～ 次回日程協議 ～

高橋義雄委員長　次回は11月2日6時とします。第4回が11月25日午後3時にします。(「はい」の声あり)

それでは、今日の協議については以上でございます。

阿部事務局次長　どうもありがとうございました。

それでは閉会に当たりまして、副委員長さんから。

4 閉会の挨拶

白鳥一彦副委員長　今日は第2回目の小委員会ということで、1名欠席のもとでしたけれども、まず委員皆様の大体お考えをお聞かせいただきまして、何となく方向性が少しではあるが見えてきたのかなという様な気もしますが、まだまだ今後煮詰めるところは多くあると思いますので、今後ともまだこう悩んでいる分野のところもあると思いますので、いろいろ勉強、検討しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。今日はどうもご苦労さまでした。

5 閉会　午後4時15分 閉会